



## 保険会社の巨大災害リスク対応 について

調査研究部 猪ノ口 勝徳

### 1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、岩手、宮城、福島をはじめとする東北、関東の広い範囲にわたる地域に甚大な被害をもたらした。福島第1原子力発電所の問題もあり、復興への道のりは長いものになるだろうが、保険会社や共済団体が支払う保険金・共済金が被災された方々の一助になることを願うものである。

地震はいつ発生するか分からない。しかも被害額が今回のように大きな金額になることもある。このため地震リスクでは、いわゆる大数の法則が成り立たず、このリスクは通常の保険リスク管理には馴染まない、取扱いが難しいリスクであると言える。民間の損害保険会社の地震保険制度が1964年の新潟地震の後になってようやく創設されたことや、同制度では再保険の仕組みを活用して国が深く関与していることが、地震リスクへの対応がいかに難しいかを雄弁に物語っている。

しかし日本は世界有数の地震国である。また台風などの風水災害も多く発生する。このため地震等の巨大災害リスクをカバーする保険はきわめて重要な役割を果たしている。そこで本稿では、保険会社における巨大災害リスク対応について、現行の方法を概観するとともに、現在検討が進められている保険契約に関するIFRS（国際財務報告基準）等との関連で、今後議論になる可能性があると思われる項目を整理してみたい。なお本稿中、意見

に属する部分は筆者の個人的意見であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

### 2. 今回の東日本大震災による保険金・共済金支払額の見通し

今回の東日本大震災の被害の全貌はまだ見えないが、警察庁の発表によると下表のとおり、死亡者、行方不明者は約2万4千人に上り、建物被害は全壊が約11万1千戸、半壊が約7万2千戸等となっている（H23年6月5日現在）。

（図表1）平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況

H23. 6. 5 現在

人的被害（人）		建物被害（戸）	
死者	15,396	全壊	111,044
行方不明	8,206	半壊	71,936
負傷者	5,364	一部破損等	356,019

警察庁緊急災害警備本部発表

この大震災による保険会社の保険金等の支払額については、生命保険では、生命保険協会の調べによると、民間生保各社は4月14日現在で128億円の保険金を支払ったが、最終的には2,000億円程度になると試算しているようである（H23年4月21日、保険毎日新聞）。阪神・淡路大震災のときに、民間の生命保険会社全体が支払った保険金は約500億円（H

7年5月、生命保険協会調査による)であったことからみても、今回の被害がいかに大きなものであるかが分かる。また、かんぽ生命は700億円になる見通しと報道されている(H23年4月20日、日本経済新聞)。

つぎに損害保険では、日本損害保険協会は、地震保険からの支払額が6月2日現在で9,016<sup>1</sup>億円になったと発表している。

同協会によると、過去の大きな地震による

(図表2) 過去の大地震による地震保険一覧  
(支払額順)

(単位：億円)

	地震名	発生年月日	支払額
1	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	1995/1/17	783
2	平成13年芸予地震	2001/3/24	169
3	福岡県西方沖を震源とする地震	2005/3/20	169
4	平成16年新潟県中越地震	2004/10/23	149
5	平成19年新潟県中越沖地震	2007/7/16	82
6	福岡県西方沖を震源とする地震	2005/4/20	64
7	十勝沖地震	2003/9/26	60
8	平成20年岩手・宮城内陸地震	2008/6/14	54
9	駿河湾を震源とする地震	2009/8/11	45
10	岩手県沿岸北部を震源とする地震	2008/7/24	39

日本地震再保険株式会社調べ(2010年3月31日現在)

保険金支払は図表2のとおりであるが、今回の支払額はこれらを大きく上回っている。また最終的には、9,700億円になる見込みであると報道されている<sup>2</sup>(H23年5月20日、朝日新聞)。

さて、今回の大震災による保険金支払は、最終的にどれくらいの規模になるのだろうか。1つの見方であるが、米国のリスク・マネジメント・ソリューションズ社は、今回の東日本大震災による保険損害額の見通しを公表している。同社の試算によると、今回の震災による保険損害額は、建物などの物財にかかるものが1兆5,000億円~2兆1,700億円

(180億~260億米ドル)、生命・医療保険分野からの支払を加えた保険損害額は1兆7,500億円~2兆8,400億円(210億~340億米ドル)と予想されている(H23年4月22日、保険毎日新聞)。この予想保険損害額は、民間の保険会社だけでなく、各種の共済等も含まれているとのことである<sup>3</sup>。これらの数値から、生命・医療保険分野からの支払は2,500億円~6,700億円と予想されているものと思われるが、このことより、今回の大震災の影響は、生命・医療保険よりも損害保険で大きなものになっているとみられていることが分かる。

生命保険業界のH21年度の死亡保険金支払額は2兆7,000億円であった。今回の2,000億円の支払は決して小さくはないが、十分に対応可能なレベルであると思われる。また、損害保険業界のH21年度の正味保険金支払は4兆4,000億円であった。後述するように、損害

- 1 地震保険では、政府の再保険制度があるため、この金額のすべてが損害保険会社の負担になるわけではない。
- 2 同報道によると、地震保険とは別に、今回の地震で企業向け等に支払われる損害保険金は大手損保計で5,968億円となっている。
- 3 JA共済は今回の大震災による共済金支払見積り額について、建物更生共済で6,500億円(再保険により回収できる部分がある)、生命総合共済で800億円になると発表した。なお、建物更生共済では、阪神・淡路大震災時に1,189億円の共済金が支払われた。この金額は同震災で損害保険業界全体が支払った金額を上回っている。

保険会社は多額の異常危険準備金を積み立てていることや、地震保険については国の再保険制度があること、1回の地震等によって損害保険会社全社が支払う保険金に限度額が設けられていることなどから、十分に対応可能なレベルであると思われる。また、JA共済に関しても、多額の異常危険準備金を積み立てていることから、十分に対応可能な水準であると思われる。

なお、損害保険会社やJA共済では、大地震のケース以外に風水災害による被害にも保険金が支払われるが、損害保険会社の過去の高額の支払例は図表3のとおりである。大規模な風水災害による保険金支払は、過去の地震保険による支払額を大きく上回っており、損害保険会社にとって、風水災害リスクへの対応がきわめて重要であることが理解できる<sup>4</sup>。

### 3. 保険会社の巨大災害リスク対応方法

ここまで、今回の東日本大震災に関する被害の状況と保険金等支払額の見通しについてみてきた。このような巨大災害リスクに対し、保険会社はどのような方法で備えているのだろうか。

#### (1) 現行制度

地震等の巨大災害リスクに関しては、巨大災害の発生時期や損害額の予測が難しいことから、これらのリスクを通常の予測の範囲を超えるリスクと位置付け、ソルベンシー・マージンの一項目としてリスク測定、財源準備が行われている。まず、リスク測定からみてみよう。

(図表3) 過去の高額支払保険金(災害例)

順位	災害名	地域	年月日	支払保険金 (単位: 億円)			
				火災新種	自動車	海上	合計
1	台風19号	全国	1991. 9. 26~28	5,225	269	185	5,679
2	台風18号	全国	2004. 9. 4~8	3,564	259	51	3,874
3	台風18号	熊本、山口、福岡等	1999. 9. 21~25	2,847	212	88	3,147
4	台風7号	近畿中心	1998. 9. 22	1,514	61	24	1,600
5	台風23号	西日本	2004. 10. 20	1,113	179	89	1,380
6	台風13号	福岡、佐賀、長崎、宮崎等	2006. 9. 15~20	1,161	147	12	1,320
7	台風16号	全国	2004. 8. 30~31	1,037	138	35	1,210
8	平成12年9月豪雨	愛知等	2000. 9. 10~12	447	545	39	1,030
9	台風13号	九州、四国、中国	1993. 9. 3	933	35	10	977
10	ひょう災	千葉、茨城	2000. 5. 24	372	303	25	700

日本損害保険協会ホームページより

4 JA共済の建物更生共済では、1991年の台風19号のときに1,488億円、2004年の台風18号のときに1,081億の共済金が支払われている。

① リスク測定

生命保険の場合は、保険リスクとして死亡率について99%の信頼水準でリスク係数が設定されている。まず通常の予測の範囲内のリスクについては2σ（97.7%の信頼水準、σは標準偏差を表す）の水準の安全割増が責任準備金に含まれており、その範囲内の変動であれば、責任準備金で対応できる仕組みとなっているが、それを超えるリスクについて、99%までの信頼水準でソルベンシー・マージンで管理しようとするものである。

損害保険の場合は、各年度の発生率の変動に対応する一般保険リスク（信頼水準95%）に加え、巨大災害リスクを計測することになっている。巨大災害リスクは地震災害リスクと風水災害リスクを計測し、両者のうちいずれか大きい額とすることとされている。地震災害リスクは関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金がリスク相当額であり、これは再現期間200年に対応する地震が発生した場合が想定されていることになる。風水災害リスクは伊勢湾台風に対応する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金がリスク相当額であり、これは再現期間70年に対応する台風が発生した場合

が想定されていることになる。なお、後述の地震保険制度の対象となる家計地震保険は責任限度額が地震災害リスク相当額となっている。

ここで地震保険制度について説明する。日本は世界有数の地震国であるが、地震災害は、その発生がきわめて不規則であること、大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険制度は成立しにくいと考えられてきた。このため、過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が行われてきたが、なかなか実現しなかった。しかし、1964年6月の新潟地震を契機に、実現に向けての気運が高まり政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて同年6月に家計地震保険制度が発足した。地震保険は、取扱いが難しいリスクを対象にしていることから、政府が再保険のかたちで損害保険会社をバックアップしている。また、どのような巨額損害が発生するか予測できないという地震災害の特性から、1回の地震によって支払われる保険金に5兆5千億円の限度額が設けられている。地震再保険の概要は図表4のとおりである。再保険が付されているために、損害保険会社の

(図表4) 地震再保険の概要

	1, 150億	19, 250億	55, 000億 (円)
損保責任負担額	11, 987. 5億	50%	政府責任負担額 43, 012. 5億
1st+2nd layer	10, 200億		95%
3rd layer		1, 787. 5億	
	~1, 150億	1, 150~19, 250億	19, 250~55, 000億
損保	100%	50%	5%
政府	0%	50%	95%

支払限度額は1兆1,987.5億円、政府の支払限度額は4兆3,012.5億円となっている。

② 準備金の積立状況

次に、これらの巨大災害リスクに備えるための準備金の積立状況についてみてみよう。これらのリスクに対しては、生命保険では危険準備金、損害保険では異常危険準備金（地震保険に関しては当該保険に係る危険準備金）で財源が準備されている。巨大災害リスクが通常の予測の範囲を超えるものとされているため、これらの準備金はソルベンシー・マージンの分子項目に含まれることになる。

具体的な数値をみてみよう。大手生保各社のH21年度決算における危険準備金と対応するリスク量をまとめたものが図表5である。生保の危険準備金は、地震等巨大災害リスクの発生による死亡率上昇リスクに備える部分以外に、第3分野保険の保険リスクに備える部分、予定利率リスクに備える部分があるが、各部分がどれだけ積み立てられているのか分からないので、リスク量について、これらの3要素を合計した額と対比した。これによる

（図表5）大手生命保険会社の危険準備金と対応するリスク量（H21年度決算<sup>5</sup>）

	(億円)			
	A社	B社	C社	D社
①危険準備金	8,644	5,271	4,735	2,565
保険リスク	1,500	1,023	1,280	945
第3分野保険リスク	749	1,502	505	483
予定利率リスク	1,791	1,306	683	1,061
②リスク計	4,040	3,831	2,468	2,489
①/②	2.14	1.38	1.92	1.03

各社のディスクロージャー資料より作成

と、各社ともリスク量を上回る危険準備金を積み立てていることが分かる。

つぎに、大手損保各社のH21年度決算の状況を図表6に示す。損保の異常危険準備金は、各年度の発生率の変動に対応する一般保険リスクに備える部分と、巨大災害リスクに備える部分があるのでこれらのリスク量の合計額と対比した。各社ともリスク量を上回る異常危険準備金を積み立てていることが分かる。

なお参考までに、JA共済のH21年度決算の状況を図表7に示す。

（図表6）大手損害保険会社の異常危険準備金と対応するリスク量（H21年度決算）  
(億円)

	A社	B社	C社
①異常危険準備金	10,415	4,667	5,836
一般保険リスク	1,037	840	735
巨大災害リスク	3,992	1,997	2,172
②リスク計	5,029	2,837	2,907
①/②	2.07	1.65	2.01

各社のディスクロージャー資料より作成

（図表7）JA共済の異常危険準備金と対応するリスク量（H21年度決算）

	(億円)
	JA共済
①異常危険準備金	32,150
一般共済リスク	2,065
巨大災害リスク	7,402
予定利率リスク	2,477
②リスク計	11,944
①/②	2.69

JA共済連ディスクロージャー資料より作成

5 平常時の財源準備状況をみるために、東日本大震災が発生する前のH21年度決算数値を使用した（図表6、図表7も同じ）。また、リスク量の測定にあたっては、保険リスク等と予定利率リスクは単純に合計されないが、ここでは対応する準備金の積立状況と比較するために、これらのリスク量を単純合計している。

J A 共済の異常危険準備金は、共済リスクに備える部分（生命共済に係る共済リスクも含んだ一般共済リスクに備える部分と巨大災害リスクに備える部分がある）と、予定利率リスクに備える部分があるので、これらのリスク量の合計額と対比した。これによるとリスク量を十分に上回る異常危険準備金を積み立てていることが分かる。

## (2) 今後議論になる可能性があると思われる項目

以上のように、保険会社は巨大災害リスクについては、通常の「責任準備金」（危険準備金や異常危険準備金を除く、保険料積立金、未経過保険料を指す。以下同じ）ではなく、危険準備金（生保会社の場合）や異常危険準備金（損保会社、J A 共済の場合）というソルベンシー・マージン項目で財源準備を行っている。またIASB(国際会計基準審議会)では、長い期間にわたり保険契約の負債評価に関するIFRSの検討を進めてきている。今回の東日本大震災の発生により、巨大災害リスク対応への関心が高まることが予想される中で、IFRS等との関連で、今後議論になる可能性があると思われる項目を整理してみたい。

### ① ソルベンシー・マージンか、責任準備金か

最初に、これらの準備金をソルベンシー・マージンとして管理する点について考える。ここで責任準備金とソルベンシー・マージンの違いを確認しておこう。

責任準備金は通常の予測の範囲内のリスクに備えるものであり、ソルベンシー・マージ

ンは通常の予測の範囲を超えるリスクに備えるものである。このため、保険会社は将来の保障責任を全うするために、まずは通常の予測の範囲内のリスクに備えるべく、適正で十分な責任準備金を積み立てることが重要である。その上で、通常の予測の範囲を超えるリスクについて、ソルベンシー・マージンで備えることになる。ソルベンシー・マージンは字義どおり支払のための余力である。保険会社のソルベンシーの中核は、あくまでも責任準備金である。

生命保険においてはそもそも責任準備金に含まれる安全割増部分の信頼水準が2σ（97.7%の信頼水準）であることもあり、今回のような巨大地震に対して、通常の予測の範囲を超えるものと位置付けて、ソルベンシー・マージンで備えることにそれほどの違和感はない。一方、損害保険についてはどうだろうか。地震保険はそもそも地震という巨大災害に備えるためのものである。また、火災保険については、通常の予測の範囲内の火災に備えるものであると同時に、1991年の台風19号のような巨大な風水災害に備えるものでもある。すなわち、これらの損害保険商品は巨大災害リスクを真正面から取り扱うものである。したがって、これらの保険に関しては、巨大災害は通常の予測の範囲を超えるものではなく、通常の予測の範囲内のものとするのが適当であるとの考え方もあるだろう。このため、これらの損害保険の巨大災害対応財源は、ソルベンシー・マージンの一部として管理するのではなく、責任準備金として管理することが適当であるという考え方があり得るのではないか。

② IFRS（国際財務報告基準）の観点から（巨大災害に備える準備金測定は将来法になじむかどうか）

次に、損害保険における巨大災害リスク対応財源を責任準備金で準備するとした場合、この責任準備金はどのような方法で測定、管理を行うことが適当であるかを考えてみたい。まず、IFRSの考え方をみてみよう。保険契約の責任準備金の評価方法については、IASBが長い期間にわたりIFRSを開発するために検討を行っているが、昨年公表された保険契約に関するIFRS公開草案では、下記のとおりとされている。

当初測定

17. 保険者は、当初、保険契約を次の合計額で測定しなければならない。

(a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除したものの期待現在価値。ただし、当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響について調整を行う（履行キャッシュ・フローの現在価値）。

(b) 契約開始時の利得を排除する残余マージン。残余マージンは、(a)の金額がゼロより小さい場合（すなわち、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値より小さい場合）に生じる。

保険契約の測定とは、損害保険の支払備金も対象になるが、主として責任準備金の評価と考えることができる。(b)は、契約当初の負の責任準備金（保険会社の利益になる）の計上を認めないためのものである。これは重要な論点であるが、ここでの考察には影響がないので、以下では履行キャッシュ・フローに関して説明する。ここで述べられている履行キャッシュ・フローの現在価値とは、いわゆる将来法の責任準備金の考え方と同じである。公開草案では、履行キャッシュ・フローについて、さらに下記のように規定している。

履行キャッシュ・フローの現在価値

22. 履行キャッシュ・フローの現在価値は、次のビルディング・ブロックから構成される。

(a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除したものの、明示的で、バイアスのない、確率で加重された見積り（すなわち、期待値）

(b) 当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率

(c) 将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響の明示的な見積り（リスク調整）

将来キャッシュ・フローは期待値で測定するため、将来事象の発生時期、金額を確率論で記述することが必要になる。

ここまでは保険契約締結時の評価に関する規定であるが、契約締結後の事後測定に関する規定は次のとおりである。

事後測定

47. 各報告期間の末日における保険契約の帳簿価額は、次の合計額でなければならない。

- (a) その時点における履行キャッシュ・フローの現在価値
- (b) 残余マージンの残存価額

48. 履行キャッシュ・フローの現在価値は、報告期間の末日におけるすべての入手可能な情報を反映しなければならない（すなわち、残存将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する現在の見積り、現在の割引率並びに現在のリスク調整を反映しなければならない）。保険者は、その時点における見積りを見直し、従前が見積りがもはや妥当ではないという証拠がある場合、それらを更新しなければならない。その中で、保険者は次の両方を考慮しなければならない。

- (a) 更新された見積りが報告期間の末日時点の状況を忠実に表現するか。
- (b) 見積りの変更が報告期間中の状況の変化を忠実に表現するか。

以上のように、保険会社は責任準備金を評価するために、毎期、将来キャッシュ・フローの期待値の算出、現在価値の算出、リスク調整の評価等の作業を求められることになる。この点については、保険会社の実務負担が重くなるだろうという問題はあるが、基本的には従来の責任準備金評価方法である将来法と同じ考え方に基づくものである。しかし、

巨大災害リスクに関しては、通常の保険数理の手法（期待値による将来キャッシュ・フローの見積り、現在価値の算出等）で測定することは容易ではない。なぜなら風水災害は再現期間70年、大地震は再現期間200年の事象を対象にしており、大数の法則に基づく期待値計算になじむものではないからである。

③ 過去法による積み立て

それでは、どのような方法で責任準備金を積み立てていけばよいのだろうか。このような長期の再現期間の事象に対する財源準備は、当該リスクに対応する保険料を長期にわたり確実に積み上げていくことが基本になるだろう。これは、過去法に基づく責任準備金積立であり、IFRSが想定する将来法とは異なるものである。

将来法に基づく責任準備金を算出するためには、将来キャッシュ・フローを正確に見積もれることが前提になる。しかし、大地震のような巨大災害による将来キャッシュ・アウトフローをそれなりの精度で見積もることはきわめて困難である。したがって、過去法に基づく責任準備金の積み立て（保険料の社内留保）を着実に続けていくことが重要であろうと思われる。

このような責任準備金は、IFRSでは認められないだろう。また、異常危険準備金として負債の部に計上することも認められないだろう。公開草案の中で異常危険準備金に関連する規定は次のとおりである（次ページ）。





15. 保険者は、将来の保険契約において発生するかもしれない保険金に関するいかなる金額（一部の法域で、異常危険準備金や利益平衡準備金として示される金額）も、資産又は負債として認識してはならない。本基準 [案] は、企業が、そうした金額を、資本の中で利益剰余金から準備金に振り替えて表示することを禁止していない。IAS<sup>6</sup>第1号「財務諸表の表示」では、企業に資本に含まれる各準備金の性質と目的を記述することを要求している。

IFRSは投資家等の財務諸表利用者を主たる情報提供の対象とする会計であり、負債の計上に関しては厳格な立場に立つ傾向が窺われる。一方、現在の日本の保険業法や農協法等に基づく監督会計のように、保険契約者保護の立場に立てば、IFRSとは異なった会計処理が導かれるのではないと思われる。

すなわち巨大災害リスクに対応する準備金については、株主に帰属するものに位置付けられ、株主配当等として社外に流出する可能性がある資本（純資産）の部で積み立てるよりも、将来の巨大災害の発生に備えるため、保険契約者に帰属するものとして、負債の部で健全性の確保に留意しつつ、適正かつ十分に

に積み立てるほうが望ましいのではないかということである。なお、過去法に基づく責任準備金の場合、毎期の準備金残高の検証が重要になるだろう。具体的にはリスク量を毎期測定し、それと責任準備金残高を比較して、リスク対応力のチェックを行うことが考えられる。現在のソルベンシー・マージンによる対応でも、毎期ソルベンシー・マージン比率の検証が行われているが、それと同様のチェックが必要であるということである。

さて、今まで述べてきた過去法による積立、管理は現行の異常危険準備金の管理と大きく変わるものではないと思われる<sup>7</sup>。経済、金融の国際化の進展の中で、IFRSへのコンバージェンスが進められているが、巨大災害リスクに向き合わねばならないわが国において、これに備える準備金の会計処理につき、議論が行われることを期待したい。

#### 4. おわりに

筆者はこれまで生命保険の分野で仕事をしてきた。本稿でもみたように、生命保険の場合、巨大災害リスクは損害保険よりも小さいと考えられていることや、バブル経済崩壊後の超低金利状況下での生保会社の逆ザヤの発生等にみられるように、むしろ資産運用リス

6 IAS（国際会計基準）はIASBの前身であるIASC（国際会計基準委員会）が設定した会計基準である。IASBが設定する基準はIFRSと呼称されるが、IASB発足時に既存のIASを引き継いだため、現在でも多くのIASが存在している。

7 地震保険に関する法律施行規則第7条において、地震保険の責任準備金は、正味純保険料（下記(a)から(b)を控除した金額）と当該保険に係る資産運用益の合計額を危険準備金として毎事業年度累積して積み立てなければならないとされている。

(a) 各事業年度における収入保険料の額と再保険戻金の額との合計額

(b) 当該事業年度において支払った再保険料及び解約戻金の額と当該事業年度の事業費から広告宣伝費を除いた額から再保険手数料の額を控除した金額との合計額

クのほうが重要な問題であると考えられてきたこともあり、筆者は巨大災害リスクについて、これまで大きな関心を払ってこなかった。

しかし、今回の東日本大震災の状況をみるにつけ、地震保険など巨大災害リスクに対応する保険商品は、さまざまなリスクに囲まれて生活を営んでいる現代社会において、なくてはならない重要な機能であることを痛感した。特に世界でも有数の地震国である日本において、大震災時の保険カバーの提供は、きわめて重要で、社会的に意義深いものであると思う。また巨大災害の発生により大きな影響を受ける保険会社、共済団体が多額の異常危険準備金等の積み立てを行うなどの努力を重ねてきたことに敬意を表したい。

不幸にも被害に見舞われた方々にとって、保険会社、共済団体に期待されるころは大きい。このような期待を受け、保険会社、共済団体は巨大災害への準備に万全を期すことが求められよう。大地震等の巨大災害リスクにこれからも直面していかなければならないわが国において、当該分野に関する調査・研究の更なる進展を願ってやまない。

#### 参考文献

- ・ IASB, Exposure Draft: Insurance Contracts, 2010
- ・ ニッセイ基礎研究所 「生命保険の知識＜新版＞」日本経済新聞社、2001
- ・ 生命保険各社、損害保険各社、J A 共済連のディスクロージャー資料等
- ・ 生命保険協会、日本損害保険協会、日本地震再保険株式会社のホームページ